

令和5年度
西脇市花と緑の協会
総会議案



野村町平野口交差点のしばざくら

▼と き 令和5年5月27日（土）
午後1時30分～

▼ところ 茜が丘複合施設Miraie（みらいえ）
多目的ホール

総 会 次 第

1 開 会

市民憲章朗唱

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議 事

議案第1号 令和4年度事業報告について

議案第2号 令和4年度決算報告について

(監査報告)

議案第3号 役員承認について

議案第4号 令和5年度事業計画(案)について

議案第5号 令和5年度予算(案)について

5 閉 会

◆ 講 演 会

演 題 「多肉植物の育て方について」

講 師 兵庫県立フラワーセンター 非常勤講師 山田益男 氏

令和4年度事業報告

事業名	事業の内容
<p>1 花と緑の意識高揚に関する事業</p>	<p>(1) 花緑通信の発行（9月・2月）</p> <p>(2) 市広報紙等による啓発活動</p> <p>(3) 見学及び調査研究活動 第34回花と緑の視察研修 と き：10月22日（土） 視察先：六甲高山植物園（神戸市灘区） 神戸布引ハーブ園（神戸市中央区） 神戸市立森林植物園（神戸市北区）</p>
<p>2 技術講習に関する事業</p>	<p>(1) 公開講演会（総会時に実施） と き：5月28日（土） ところ：茜が丘複合施設Miraie（みらいえ） 演 題：「ブルーベリーの育て方と効能について」 講 師：丹波ブルーベリー研究会 会長 山本 一 氏</p> <p>(2) 花と緑の出前講座（講師の派遣） 6月17日（金） 就労継続支援B型事業所 にこっと 「花壇デザイン」 12月3日（土） 西脇おやこ交流教室 「親子で親しむ寄せ植え講座」</p> <p>(3) 寄せ植え講習会 12月10日（土） 「クリスマス、お正月に合わせた寄せ 植え体験講座」</p>
<p>3 地域美化推進事業</p>	<p>(1) 花苗等の配布 ア 会員への花苗の配布 5月28日～31日 花苗 7月5日 多肉植物、サボテン 3月4日～6日 しばざくら 3月9日～10日 ハーブ イ しばざくらの配布</p>

	<p>上本町、山手町、寺内、富吉上町、高松町、高田井町、野村町緑風台、八坂町、黒田庄町黒田へそ公園、童子山公園、みらいえ、芳田の里ふれあい館、公営墓地高松霊園</p> <p>ウ 葉ボタンの育苗・配布 と き：10月17日（月） 委託先：西脇市老人クラブ連合会（大門老人クラブ） 配布先：学校園等20施設（計 400株）</p> <p>(2) 花と緑のまちづくり事業</p> <p>ア 花苗、樹木及び緑化資材の配布、情報提供 高松町、野村町、明楽寺町、八坂町、上比延町（花苗） 大野（ソメイヨシノ） 黒田庄町大門（緑化資材）</p> <p>イ 花と緑の相談受付</p> <p>ウ レントン通りフラワーポットの管理 ところ：市道西脇小坂線（レントン通り） 委託先：NPO法人スポーツアカデミー Shine就労継続支援B型ドリームボール</p> <p>(3) 市花しばざくらの植栽促進</p> <p>ア しばざくらの植栽・管理 ところ：しばざくらの里（日本へそ公園北側駐車場横花壇） 委託先：上比延町長寿会</p> <p>イ しばざくらの育苗・管理 ところ：天神池スポーツセンター内育苗基地 委託先：ガーデンボランティアしばざくらフルール</p> <p>ウ しばざくらの配布 前記(1)のイのとおり</p> <p>(4) 緑花祭の開催 と き：3月4日（土） ところ：日本のへそ日時計の丘公園 共 催：西脇市花と緑の協会、西脇市 後 援：兵庫県北播磨県民局、西脇市消費者協会、西脇市老人クラブ連合会、黒田庄まちづくり協議会、NPO法人日時計の丘、黒田庄まちづくり協議会 内 容：緑化功労者表彰</p>
--	---

	<p>みどりの章、花と緑の協会賞の表彰 緑化資材贈呈（きたむら夢舞台への資材寄贈） 記念植樹（ノムラモミジ） 寄せ植え展示コーナーの設置 会員へのしばざくらの配布 一般参加者へのしばざくらの配布 その他</p>
<p>4 花苗基地事業</p>	<p>育苗基地の管理 (1) しばざくら育苗基地 ところ：天神池スポーツセンター内育苗基地 委託先：ガーデンボランティアしばざくらフルール</p>

議案第2号

令和4年度決算報告書

(収入の部)

(単位：円)

款	項	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B)-(A)	備考
1 会費	1 会費	410,000	409,400	△ 600	個人 256人 256,000 グループ 92人 64,400 法人等 11社 89,000
2 委託金	1 委託金	1,000,000	720,000	△ 280,000	花と緑の緑化推進事業委託金
3 補助金	1 補助金	100,000	100,000	0	花と緑の協会運営費補助金
4 諸収入		300,854	296,004	△ 4,850	
	1 参加費	300,000	296,000	△ 4,000	個人負担金(視察研修、寄せ植え講習会)
	2 諸収入	854	4	△ 850	預金利子
5 繰越金	1 繰越金	48,146	48,146	0	前年度繰越金
合計		1,859,000	1,573,550	△ 285,450	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B)-(A)	備考
1 会議費	1 会議費	40,000	42,463	2,463	総会関係費 32,194 理事会・運営委員会関係費 10,269
2 事務局費	1 事務局費	73,000	94,984	21,984	資料印刷関係費 6,590 郵送料 65,813 保険料 3,500 振込手数料 990 事務用品等 18,091
3 事業費		1,736,000	1,392,919	△ 343,081	
	1 広報活動費	6,000	4,099	△ 1,901	花緑通信等印刷費 4,099
	2 技術指導費	480,000	557,060	77,060	講師料等 35,000 視察研修費 442,260 寄せ植え講習会材料費 79,800
	3 地域美化事業費	1,135,000	716,760	△ 418,240	緑花祭 204,549 配布用花苗他 196,250 緑化推進事業 88,561 しばざくら育苗管理委託 25,000 しばざくらの里管理委託 70,000 レントン通りフラワーボット管理委託 92,400 県立フラワーセンター賛助会費 40,000
	4 花苗基地費	115,000	115,000	0	しばざくら育苗基地管理委託 25,000 葉ボタン育苗管理委託 90,000
4 予備費	1 予備費	10,000	0	△ 10,000	
合計		1,859,000	1,530,366	△ 328,634	

収入決算額 1,573,550 円

支出決算額 1,530,366 円

差引残高 43,184 円

(翌年度へ繰越し)

監 査 報 告

令和4年度西脇市花と緑の協会収支決算について、令和5年4月26日午前10時より、西脇市役所において帳簿類及び預金通帳を監査したところ、適正に処理されていると認めます。

令和5年4月26日

監 事 時 政 良 光 ⑩

監 事 岡 田 年 弘 ⑩

役員承認

役職	氏名	所属
副会長	門上 きく	西脇市消費者協会会長
理事	高瀬 利明	重春地区区長会長
〃	村上 収	比延地区区長会長
〃	明柴 一郎	みのり農業協同組合西脇支店長
〃	大西 義文	西脇ロータリークラブ会長
〃	山根 千敏	西脇ライオンズクラブ会長
〃	森川 元良	西脇青年会議所理事長
〃	松尾 泰幸	西脇市あじさい協会会長
監事	丸山 善彦	芳田地区区長会長

令和5年度 西脇市花と緑の協会役員名簿

役 職	氏 名	所 属
名誉会長	片山 象三	西脇市長
会 長	臼井 茂樹	西脇市連合区長会会長
副 会 長	門上 きく	西脇市消費者協会会長
〃	坂本 修三	西脇市老人クラブ連合会会長
理 事	藤原 廣司	西脇区長
〃	齋藤 周藏	日野地区区長会長
〃	高瀬 利明	重春地区区長会長
〃	長井 通好	野村地区区長会長
〃	村上 収	比延地区区長会長
〃	藤原 悟	黒田庄地区区長会長
〃	明柴 一郎	みのり農業協同組合西脇支店長
〃	丸山 昇	西脇市動植物生態調査研究グループリーダー
〃	大西 義文	西脇ロータリークラブ会長
〃	山根 千敏	西脇ライオンズクラブ会長
〃	森川 元良	西脇青年会議所理事長
〃	松尾 泰幸	西脇市あじさい協会会長
〃	福井 昌	西脇市花と緑の協会運営委員長
監 事	時政 良光	西脇商工会議所専務理事
〃	丸山 善彦	芳田地区区長会長
事務局長	久米 敏正	

令和5年度 西脇市花と緑の協会運営委員名簿

役 職	氏 名	住 所
委員 長	福井 昌	津万
副委員長	見取 加壽子	黒田庄町喜多
委 員	村上 佳也	西脇
〃	米田 育子	郷瀬町
〃	藤井 五三	西田町
〃	廣畑 康雄	和田町
〃	松浦 民雄	鹿野町
〃	藤原 扶美代	黒田庄町喜多
〃	宮崎 幸枝	黒田庄町石原
事務局長	久米 敏正	富吉南町

令和5年度事業計画（案）

事業名	事業の内容
<p>1 花と緑の意識高揚に関する事業</p>	<p>(1) 花緑通信の発行</p> <p>(2) 市広報紙等による啓発活動</p> <p>(3) 見学及び調査研究活動</p>
<p>2 技術講習に関する事業</p>	<p>(1) 公開講演会（総会時に実施）</p> <p>(2) 花と緑の出前講座</p> <p>(3) 花と緑に親しむ講習会</p>
<p>3 地域美化推進事業</p>	<p>(1) 花苗等の配布</p> <p> ア 会員への花苗の配布</p> <p> イ しばざくらの配布</p> <p> ウ 葉ボタンの育苗・配布</p> <p>(2) 花と緑のまちづくり事業</p> <p> ア 花苗、樹木及び緑化資材の配布、情報提供</p> <p> イ 花と緑の相談受付</p> <p> ウ レントン通りフラワーポットの管理</p> <p> エ プランターの貸与</p> <p>(3) 市花しばざくらの植栽促進</p> <p> ア しばざくらの植栽・管理</p> <p> イ しばざくらの育苗・管理</p> <p> ウ しばざくらの配布</p> <p> エ 防草シート等の資材提供</p>

	(4) 緑花祭の開催
4 花苗基地事業	育苗基地の管理 (1) しばざくら育苗基地

議案第5号

令和5年度予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

款	項	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	備 考
1 会 費	1 会 費	340,000	410,000	△ 70,000	個人 20人 20,000 グループ 330人 231,000 法人等 12社 89,000
2 委 託 金	1 委 託 金	1,000,000	1,000,000	0	花と緑の緑化推進事業委託金
3 補 助 金	1 補 助 金	100,000	100,000	0	花と緑の協会運営費補助金
4 諸 収 入		300,816	300,854	△ 38	
	1 参 加 費	300,000	300,000	0	視察研修個人負担金等
	2 諸 収 入	816	854	△ 38	預金利子等
5 繰 越 金	1 繰 越 金	43,184	48,146	△ 4,962	前年度繰越金
合 計		1,784,000	1,859,000	△ 75,000	

(支出の部)

(単位:円)

款	項	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	備 考
1 会 議 費	1 会 議 費	31,000	40,000	△ 9,000	総会関係費 20,000 理事会・運営委員会関係費 11,000
2 事 務 局 費	1 事 務 局 費	101,000	73,000	28,000	資料印刷費 7,000 郵送料 66,000 保険料 4,000 振込手数料 1,000 事務用品等 20,000 旅費 3,000
3 事 業 費		1,642,000	1,736,000	△ 94,000	
	1 広 報 活 動 費	8,000	6,000	2,000	花緑通信等印刷費 8,000
	2 技 術 指 導 費	580,000	480,000	100,000	講師料等 50,000 視察研修費 450,000 講習会材料費 80,000
	3 地 域 美 化 事 業 費	939,000	1,135,000	△ 196,000	緑花祭 350,000 配布用花苗他 180,000 緑化推進事業 174,000 しばざくら育苗管理委託 25,000 しばざくらの里管理委託 70,000 レントン通りフラワーポット管理委託 100,000 県立フラワーセンター賛助会費 40,000
	4 花 苗 基 地 費	115,000	115,000	0	しばざくら育苗基地管理委託 25,000 葉ボタン育苗管理委託 90,000
4 予 備 費	1 予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計		1,784,000	1,859,000	△ 75,000	

収入予算額 1,784,000 円

支出予算額 1,784,000 円

西脇市花と緑の協会規約

(名称)

第1条 この会は、西脇市花と緑の協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、西脇市役所内に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民の花と緑に対する意識高揚を図り、情操豊かな市民性をつちかうとともに、うるおいのある生活環境を創造し、美しい郷土をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑の意識高揚を図るための講演会及び広報等に関すること。
- (2) 花と緑のための講習会及び巡回技術指導に関すること。
- (3) 環境緑化のための花苗の養成、配布及びフラワーロードの植栽管理に関すること。
- (4) 市花及び市木並びに市の推進する自然の草花等の保護育成事業への協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくはグループとする。

(会費)

第6条 会員は、次に掲げる会費を年額として納入するものとする。

ただし、理事会で免除を認められた者については、この限りでない。

- (1) 個人 1,000円
- (2) 法人 3,000円以上
- (3) グループ 1名につき 700円

(入会及び退会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 協会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 退会した会員がすでに納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

(役員の種類及び選任)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 2人
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2人
- (6) 事務局長 1人

2 役員は、理事会において選任し、総会で承認を得る。

3 会長及び副会長は、理事会で選任する。

4 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、協会の業務と経理を監査し、その結果を総会に報告する。

5 事務局長は、協会の事務を担当し、事務局を統理する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決定により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務の基本的事項について意見を述べることができる。

(会議の種別)

第13条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(運営委員会)

第14条 協会は、事業を円滑に推進するため運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、次に掲げる事業の推進に当たるものとする。

(1) 第15条の規定に基づき決定された事業計画

(2) 理事会において決定された事項

3 委員は、会長が任命する。

(権能)

第15条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他協会の運営に関する重要なこと。

2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべきこと。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 会議は、総会においては会員の10分の1以上の出席、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 総会及び理事会の議事は、出席会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(経費)

第20条 協会の経費は、会費、寄附金、補助金、委託金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散及び残余財産の処分)

第22条 協会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的をもつ団体等に寄附するものとする。

(委任)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 協会の設立当初の役員任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。

2 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年9月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年7月1日から施行する。

◆ 講演会

演 題 「多肉植物の育て方について」

講 師 兵庫県立フラワーセンター 非常勤講師 山田益男 氏

西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 一 明朗で誠実な人になりましょう
- 一 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 一 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 一 青少年の夢と希望を育てましょう